

2026年6月1日

東京国際空港共用通信システム利用者各位

空港施設株式会社  
空港インフラ事業部共用通信課

## 東京国際空港共用通信システム IP 内線サービス提供開始および約款のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、東京国際空港における共用通信事業の運営にあたり多大なるご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、このたび共用通信システムにおきまして、通信環境の高度化および利便性向上を目的として、IP 内線サービスの提供を開始いたしますので、下記のとおりのご案内申し上げます。

本サービスは、共用通信システム(空港内線)の一環として提供され、スマートフォンや SIP 電話機を利用した柔軟な内線利用を可能とするものです。これにより、場所にとらわれない新たな通信環境の構築を実現いたします。

また、本サービスの提供開始に伴い、「東京国際空港共用通信システム IP 内線サービス約款」を定めておりますので、あわせてご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 1. サービス開始日

2026年6月1日

#### 2. サービス概要

IP ネットワークを利用した内線通話サービス  
(主な内容)

- ・スマートフォンを利用した内線通話および代表番号の発着信
- ・SIP 電話機による内線利用(社内 LAN 接続)
- ・外出先や自宅からの内線接続対応
- ・加入者間通話料無料

これにより、フリーアドレスや在宅勤務など、場所にとらわれない柔軟な働き方を支援します。

#### 3. 約款について

本サービスのご利用にあたっては、別途添付の「東京国際空港共用通信システム IP 内線サービス約款」が適用されます。

ご利用前に必ず内容をご確認くださいませようお願い申し上げます。

#### 4. お問い合わせ先

ご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

空港施設株式会社  
空港インフラ事業部共用通信課  
Mail ; ml\_afc\_comtech@afc.jp

以上

東京国際空港

共用通信システム IP 内線サービス約款

空港施設株式会社

## 目次

第 1 章	総則	1
	(約款の適用)	1
	(約款の変更)	1
	(用語の定義)	1
第 2 章	IP 内線サービスの提供	2
	(IP 内線サービスの提供区域)	2
	(IP 内線サービスの種類)	2
	(モバイル内線サービスの内容)	2
	(SIP 電話サービスの内容)	2
第 3 章	契約	2
	(契約の単位)	2
	(準用)	2
	(IP 内線サービスの契約制限)	2
	(本人確認)	3
第 4 章	付加サービス	3
	(付加サービスの提供)	3
第 5 章	料金	3
	(IP 内線サービス料金)	3
第 6 章	利用条件等	3
	(サービス提供範囲)	3
	(モバイル内線サービスの利用条件)	3
	(SIP 電話サービスの利用条件)	4
	(ID/パスワード)	4
	(無保証)	4
	(契約者の義務)	4
別表第 1	付加サービス (第 12 条関係)	6
別表第 2	料金体系図 (第 27 条関係)	7
別表第 3	料金算定方法 (第 27 条関係)	8
別表第 4	料金単価表 (第 27 条関係)	10

## 共用通信システム IP 内線サービス約款

### 第1章 総則

#### (約款の適用)

第1条 空港施設株式会社(以下「当社」という。)は、この共用通信システム IP 内線サービス約款(以下「本約款」という。)に基づき、IP 内線サービスを提供します。

- 2 本約款に定めのない事項については、共用通信システム サービス約款を適用します。
- 3 本約款と共用通信システム サービス約款の内容が抵触する場合には、本約款を優先します。

#### (約款の変更)

第2条 当社は、契約者の承認を得ることなく、本約款を随時追加・変更することがあります。この場合には、契約者の利用条件その他の契約の内容は、変更後の約款によります。

#### (用語の定義)

第3条 本約款において、次の用語は、それぞれの意味で使用します。

用語	用語の意味
1 IP 内線サービス	Internet Protocol を利用して提供される内線電話サービス
2 モバイル内線サービス	スマートフォン端末に通話アプリを用いて提供される IP 内線サービス
3 SIP 電話サービス	SIP 電話機を用いて提供される IP 内線サービス
4 通話アプリ	モバイル内線サービスを使用するためにインストールする音声通信用ソフトウェア
5 SIP 電話機	Session Initiation Protocol を利用して通話する固定電話機
6 契約者所有端末	契約者がモバイル内線サービスで使用するスマートフォン等の機器
7 ID/パスワード	契約者とその他の者を識別するために用いられる符号
8 内線通話	当社が提供する次の電話サービス間での通話 (加入電話、多機能電話、第 1 種デジタル通信サービス、第 2 種デジタル通信サービス、IP 内線サービス)

## 第2章 IP 内線サービスの提供

(IP 内線サービスの提供区域)

第4条 IP 内線サービスを提供する区域は、東京国際空港内であって当社の電気通信設備が設置されている区域とします。

(IP 内線サービスの種類)

第5条 当社が提供する IP 内線サービスの種類は、次のとおりです。

- (1) モバイル内線サービス
- (2) SIP 電話サービス

(モバイル内線サービスの内容)

第6条 モバイル内線サービスは、スマートフォン端末に専用アプリをインストールし、インターネット回線を利用して提供されます。なお、緊急通報(110、118、119)は利用できません。

(SIP 電話サービスの内容)

第7条 SIP 電話サービスは、当社所有の SIP 電話機を LAN 接続して提供する IP 内線サービスです。なお、電話機は契約者が指定する場所に当社が設置します。

## 第3章 契約

(契約の単位)

第8条 当社は、契約者回線 1 回線ごとに 1 のサービス契約(以下「本契約」という。)を締結します。この場合、契約者は 1 のサービス契約について 1 法人に限ります。

(準用)

第9条 申込みの方法、申込みの承諾、電話番号、契約の変更、基本料金・通信料金・契約料・工事料等の支払義務、料金の支払い、延滞金、端数処理、基本料金の日割、契約者が行う契約の解除及び当社が行う契約の解除の取り扱い、損害賠償、契約者の義務、サービス提供の一時中止、サービスの提供の制限、サービスの利用停止、通話明細内訳書の送付については、当社の別途定める「共用通信システム サービス約款」に準ずるものとします。

(IP 内線サービスの契約制限)

第10条 IP 内線サービスの契約は、次の区域に事業所又は事業の活動拠点がある法人に限ります。  
東京国際空港内(東京都大田区羽田空港)

(本人確認)

第11条 当社は、IP 内線サービスの提供にあたり、犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯罪収益移転防止法」という。)に基づき、IP 内線サービスの申し込み者に対し、当社所定の本人確認を行います。かかる申込者には、申し込みにあたり、当社所定の本人確認書類を提出するものとします。本人確認を行うことができなかった場合、IP 内線サービスを提供することはできません。

#### 第4章 付加サービス

(付加サービスの提供)

第12条 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者回線等について別表第 1 の付加サービスを提供します。

#### 第5章 料金

(IP 内線サービス料金)

第13条 IP 内線サービスの提供に係る料金(以下「料金」という。)の体系及び算定方法は、別表第 2 及び別表第 3 のとおりとします。

- 2 前項の料金の単価は、別表第 4 のとおりとします。

#### 第6章 利用条件等

(サービス提供範囲)

第14条 モバイル内線サービスの対象となる契約者所有端末は、契約ごとに 1 台までとします。

(モバイル内線サービスの利用条件)

第15条 モバイル内線サービスは、契約者所有端末に当社指定の通話アプリをインストールして利用するものとします。

- 2 通話アプリの利用にあたって、契約者は、通話アプリの提供者が定める使用承諾等に同意のうえ、自らの責任と負担にて使用することに同意するものとします。
- 3 通話アプリを利用できる対象機種、対象 OS は、通話アプリの提供者が定めるものに限られます。
- 4 モバイル内線サービスをご利用頂くためには、インターネットへの接続が必要になります。また、契約者所有端末及び LAN 環境、インターネット環境では、状況によって契約者が期待する十分な音

声品質が確保できない場合があります。

- 5 端末、LAN 環境、インターネット環境は原則、契約者にて用意するものとします。
- 6 モバイル内線サービスの利用に際しては、契約者所有端末のデータ通信が発生します。通信費は契約者負担となります。

(SIP 電話サービスの利用条件)

第16条 SIP 電話サービスは、契約者 LAN に当社所有の SIP 電話機を設置して利用するものとします。

- 2 SIP 電話サービスをご利用頂くためには、契約者 LAN と当社 IP 内線用 LAN を接続し、指定ポートを使用した通信を許可する必要があります。また、状況によって契約者が期待する十分な音声品質が確保できない場合があります。

(ID/パスワード)

第17条 IP 内線サービスでは、1 の本契約につき1つのID/パスワードを提供します。

- 2 契約者は、ID/パスワードを善良な管理者の注意をもって適切に取り扱い、第三者に対して譲渡、貸与、使用許諾、共用、開示してはならないものとします。
- 3 契約者は、契約者のID/パスワードにより本サービスが利用されたときには、当該利用行為が契約者自身の行為であるか否かを問わず、契約者自身の利用とみなされることに同意するものとします。
- 4 契約者のID/パスワードを利用して、第三者によりなされた IP 内線サービスの利用について、当該利用者が被る損害については、当該契約者の故意過失の有無に関わらず、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 5 IP 内線サービス解約時は、提供したID/パスワードを消去します。

(無保証)

第18条 当社は、IP 内線サービスについて、完全性、正確性、有用性又は正当性に関する保証、契約者の利用目的に適合することの保証、及び通信速度に関する保証を含め、何らの保証も行いません。

(契約者の義務)

第19条 契約者は、IP 内線サービスを利用するにあたり、公序良俗に反する行為、著作権法や電気通信事業法その他法令に違反する行為を行ってはならないものとします。

附則

(実施期日)

本約款は、2026年6月1日から施行します。

2026年6月1日以降に当社より提供される役務は、本約款に基づいて提供されます。

発行 空港施設株式会社

連絡先 〒144-0041  
東京都大田区羽田空港1-6-5 第五綜合ビル  
空港インフラ事業部共用通信課  
TEL 03-5756-9850(代表)  
FAX 03-5756-9835

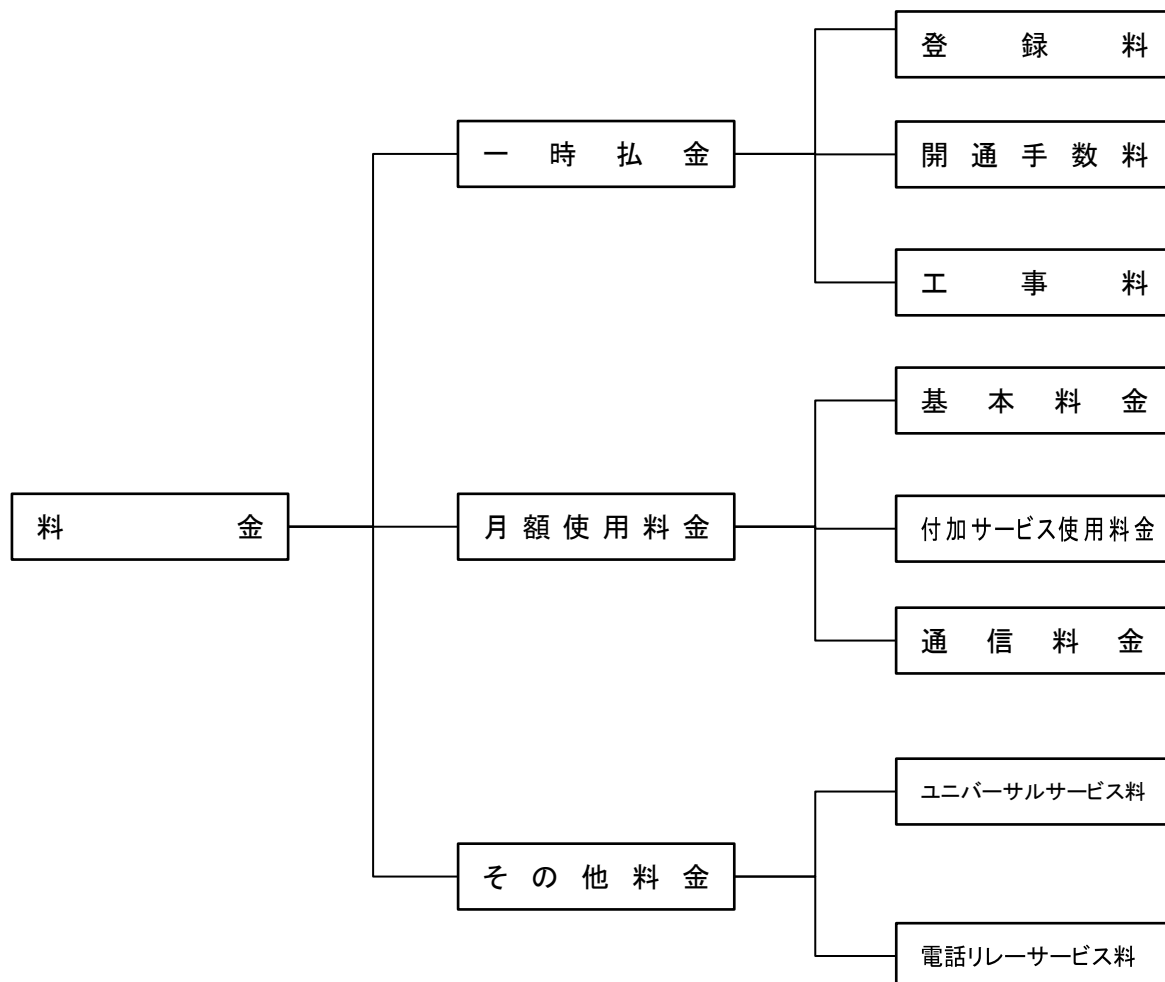
改訂履歴 2026年6月1日 施行

別表第1 付加サービス（第12条関係）

IP内線サービスの付加サービス

サービス名称	機能
1 ダイヤルイン	ダイヤルイン番号をダイヤルすることにより直接IP内線サービスの内線呼び出すことができます。
2 代表同時着信	発呼者が代表番号をダイヤルしたとき、予めグルーピングした内線番号を一斉に呼び出すことができます。グルーピングは、通話アプリとSIP電話機を1グループとすることも可能です。
3 着信番号表示	電話をかけてきた相手の電話番号が通話アプリまたはSIP電話機に表示されるサービスです。
4 パーク保留	パーク保留ボタンで保留し、予めグルーピングした内線番号で取り次ぐことができます。
5 通話中転送	通話中の相手を他者に転送したい場合、自己保留と転送先電話番号をダイヤルすることにより転送できます。
6 不在転送	転送先の電話番号を設定し、以後かかってきた電話を転送先に転送するサービスです。
7 着信拒否	モバイル内線サービスにおいて、着信を拒否するサービスです。
8 夜間アナウンス	SIP電話サービスにおいて、着信時に予め設定したアナウンスを流すサービスです。
9 発信者番号通知	発信者番号を着信者に通知することができます。通話アプリとSIP電話機で同一の代表番号を通知することが可能です。

別表第2 料金体系図（第13条関係）



別表第3 料金算定方法（第13条関係）

1. IP内線サービス 料金算定方法

料金区分	料金の算定方法	
	算定式	適用
1 一時払金 (1) 登録料 (2) 工事手数料 (3) 工事料 ア SIP電話設置工事 イ 付加サービスに係る工事 ウ 上記ア～イに該当しない工事	定額料金 × 契約者回線数 定額料金 × 契約者回線数 定額料金 × 契約者回線数 定額料金 × 付加サービスの工事件数 実費	
2 月額使用料金 (1) 基本料金 ア 回線使用料 (2) 付加サービス使用料金 ア ダイヤルイン イ 代表同時着信 ウ 着信番号表示 エ パーク保留 オ 通話中転送 カ 不在転送 キ 着信拒否 ク 夜間アナウンス ケ 発信者番号通知 (3) 通信料金 ア 外部網接続通話 イ 内部網接続通話	定額料金 × 契約者回線数 定額料金 × ダイヤルイン番号数 無料 無料 無料 無料 無料 無料 無料 無料 無料 無料 従量料金 無料	通話料金の算出は共用通信システム サービス約款に基づきます。

<p>3 その他の料金</p> <p>(1) ユニバーサルサービス料</p> <p>(2) 電話リレーサービス料</p>	<p>定額料金 × ダイヤルイン番号数</p> <p>定額料金 × ダイヤルイン番号数</p>	<p>一般社団法人電気通信事業者協会が定める金額に準じます。</p> <p>一般社団法人電気通信事業者協会が定める金額に準じます。</p>
--	---	---

別表第4 料金単価表（第13条関係）

1. IP内線サービス 料金単価表

料金区分	料金算定の単位	単価	適用
1 一時払金		円	
(1) 登録料	契約者回線ごとに	1,000	新規契約を行う場合に適用します。
(2) 工事手数料	契約者回線ごとに	4,600	内線番号の開通および廃止を行う場合に適用します。
(3) 工事料			
ア SIP電話設置工事	SIP電話機ごとに	6,300	SIP電話機の設置および撤去を行う場合に適用します。
イ 付加サービスに係る工事料			
(7) ダイヤルイン	ダイヤルイン番号ごとに	700	
(4) ダイヤルイン以外の付加サービス	工事件数ごとに	1,000	サービスの変更を行う場合に適用します。
ウ 上記ア～イに該当しない工事	実費		
2 月額使用料金			
(1) 基本料金			
ア 回線使用料			
(7) モバイル内線サービス	契約者回線ごとに	2,000	代表番号を利用する場合にも適用します。
(4) SIP電話サービス	契約者回線ごとに	3,000	
(2) 付加サービス使用料金			
ア ダイヤルイン	ダイヤルイン番号ごとに	100	
イ 代表同時着信	無料		
ウ 着信番号表示	無料		
エ パーク保留	無料		
オ 通話中転送	無料		
カ 不在転送	無料		
キ 着信拒否	無料		
ク 夜間アナウンス	無料		
ケ 発信者番号通知	無料		

(3) 通信料金 ア 外部網接続通話 イ 内部網接続通話	通話ごとに 従量 通話ごとに 無料	通話料金の算出は共用通信システム サービス約款に基づきます。
3 その他の料金 (1) ユニバーサルサービス料 (2) 電話リレーサービス料	ダイヤルイン番号ごとに 定額料金 ダイヤルイン番号ごとに 定額料金	一般社団法人電気通信事業者協会が定める金額に準じます。 一般社団法人電気通信事業者協会が定める金額に準じます。